

# 一般送配電業務に関する公平性確保規程

令和4年7月1日実施

沖縄電力株式会社

## 1. 総則

### 1. 1 目的

この規程は、電気事業法、同法施行規則及び適正な電力取引についての指針等に基づき、一般送配電業務を行う役職員が遵守すべき行為規制の基本的事項を定め、一般送配電業務の公平性及び透明性を確保することを目的とする。

### 1. 2 適用対象

この規程は、役職員に適用する。

### 1. 3 用語の定義

この規程における用語の定義は以下のとおりとする。

#### (1) 役職員

当社の取締役及び従業員の総称をいう。

#### (2) 託送供給等業務

託送供給及び電力量調整供給の業務をいう。

#### (3) 送配電等業務

託送供給等業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。

#### (4) 一般送配電業務

送配電等業務その他その一般送配電事業の業務をいう。

#### (5) 託送供給等部門

託送供給等業務を行う部門をいう。

#### (6) 小売部門

自社の電気の販売営業活動等を行う部門をいう。

#### (7) 発電部門

自社の発電設備に係る計画・工事・保守・運用等の業務を行う部門をいう。

#### (8) 監視部門

一般送配電業務の実施状況を監視する部門をいう。

#### (9) 電気供給事業者

電気を供給する事業を営む者（新規に供給事業を営もうと意図している者を含む）をいう。

#### (10) 特定関係事業者

当社の子会社のうち小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者であるものをいう。

#### (11) 託送関連情報

託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の利用者に関する情報で、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報で、公表されていないものをいう。

#### (12) 非公開情報

託送供給等業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものをいう。

### (13) 情報管理責任者

一般送配電業務に関する情報の管理責任者をいう。

### (14) 法令遵守責任者

法令等（法令に基づく行政官庁の処分又は約款若しくは業務規程その他の規則）を遵守するための体制の確保に係る責任者をいう。

## 2 禁止行為

### 2. 1 人事異動の制限

#### 2. 1. 1 役員

送配電本部の取締役は、退任後、一定期間（2年）を経ずに、小売・発電部門及び特定関係事業者の取締役に就任してはならない。ただし、代表取締役については、異動制限の対象外とする。

#### 2. 1. 2 従業員

他の電気供給事業者との情報連絡窓口及び系統計画策定に関わる従業員は、以下の部署へ直接異動してはならない。

##### (1) 以下の業務を行う部署

- ① 電力販売営業に関する業務
- ② 電力取引に関する業務
- ③ 電源開発計画策定に関する業務

##### (2) 特定関係事業者

### 2. 2 託送関連情報の目的外利用・提供の禁止

2. 2. 1 託送関連情報を知り得た役職員は、当該情報を託送供給等業務及び再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用又は提供してはならない。

#### 2. 2. 2 情報連絡窓口

他の電気供給事業者との情報連絡窓口は、ネットワークサービスセンター及び給電指令所とする。

#### 2. 2. 3 小売・発電部門等との連携業務

(1) 託送関連情報の目的外利用・提供の禁止の観点から、託送供給等部門の従業員は、小売・発電部門及び特定関係事業者の業務を行ってはならない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合は、小売・発電部門及び特定関係事業者の従業員が託送供給等業務を行うこと、又は託送供給等部門の従業員が小売・発電部門及び特定関係事業者の業務を行うことができるものとする。

(2) 上記に掲げるもののほか、過度な硬直化・非効率化を招かないようにするため、託送供給等部門と小売・発電部門及び特定関係事業者が連携して行う必要のある業務については、電気事業法で禁止される行為に該当しないかを確認し、当該業務を明確化する。

#### 2. 2. 4 情報管理の基本的な考え方

情報連絡窓口提供された託送関連情報について、託送供給等業務を遂行するため、当該情報を情報連絡窓口以外へ依頼・伝達せざるを得ない場合は、特定する必要のない情報を符号化して

依頼する等により、当該情報を目的外に活用できないように厳格に管理する。

## 2. 3 送配電等業務における差別的取扱いの禁止

送配電等業務において、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、もしくは利益を与え、又は不当に不利な扱いをし、もしくは不利益を与える行為をしてはならない。

## 2. 4 競争関係阻害行為の禁止

託送供給等部門は、小売・発電部門又は特定関係事業者の需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為をしてはならない。

## 3. 体制整備

### 3. 1 物理的隔離

託送供給等部門の執務室と小売・発電部門及び特定関係事業者の執務室とを、別フロアにする等により物理的に区分し、入室制限を行う。

### 3. 2 非公開情報のシステム管理

非公開情報の管理の用に供するシステムは、以下の要件を全て満たすこととする。

#### 3. 2. 1 当該システムを小売・発電部門又は特定関係事業者と共用する場合

(1) 託送供給等業務及び再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取り扱うことができないものであること。

(2) 非公開情報を利用し、又は提供するために入手することができる者として特定された者のみが当該情報を入手することができるものであること。

(3) 非公開情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が入手した当該情報の内容及び入手した日時を記録し、これを5年間保存する。

また、給電指令所のシステム等、入退室が管理されている物理的に区切られた室内で、入室者がシステムにログインすることを要さずに当該システムから非公開情報を入手することができる場合においては、当該室の入退室記録も該当する。

#### 3. 2. 2 当該システムを小売・発電部門又は特定関係事業者と共用しない場合

3. 2. 1 (3)に定める要件。

### 3. 3 研修

一般送配電業務に関する情報の入手、利用、提供その他の当該情報の取扱いを適正なものとするため、役職員に対し研修を実施する。

### 3. 4 情報管理体制

情報管理責任者は送配電本部長とし、一般送配電業務に関する情報の取扱いを管理させる。

### 3. 5 取引及び連絡調整の経緯等の記録・保存

託送供給等業務について、託送供給等部門と小売電気事業者、発電事業者（小売・発電部門含む）又は特定卸供給事業者との取引及び連絡調整の経緯及びその内容を記録し、これを5年間保存する。

### **3. 6 法令遵守体制**

法令遵守責任者は送配電本部長とし、一般送配電業務が法令等に適合することを確保するための規程及び計画を整備し、運用ならびにその業務執行の状況を監視させる。

### **3. 7 監視体制**

3. 7. 1 監視部門は内部監査室とし、託送供給等部門及び再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門における一般送配電業務に関する情報の取扱いが適正であるかについて監視する。

3. 7. 2 監視部門は一般送配電業務の運営及び内容について、法令等を遵守しているかを監視する。

3. 7. 3 監視部門は監視結果を取締役会等に報告する。

## **4. 本規程に違反した場合の対応**

本規程に違反する事態が発生した場合は、迅速かつ厳正に対処するとともに、その原因究明を行い、適切かつ効果的な再発防止策を講じることとする。